

横浜市監査委員公表第1号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(平成22年11月17日受付第162号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成23年1月12日

横浜市監査委員

川内克忠

同

山口俊明

同

尾立孝司

同

川辺芳男

同

和田卓生

## 第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

## 第2 請求の内容

### 1 請求人

神奈川県 横浜学校労働者組合

### 2 請求書の提出日

平成22年11月17日

### 3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年12月17日に請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は証拠を提出するとともに陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局職員が立ち会いました。

### 4 請求・陳述の要旨

#### (1) 請求する勧告の内容

市立図書館所蔵の図書資料（「老いの超え方」吉本隆明著／朝日新聞社刊 2006年5月刊。以下「対象資料」という。）について行った廃棄処分は、「横浜市立図書館資料利用制限措置等に関する内規」（以下「内規」という。）に反する不当な財産の処分に該当するので、市が被った損害（廃棄資料の購入金額）を填補するための措置を求める。

#### (2) 請求の対象行為

##### ア 対象資料廃棄処分の経緯

市民団体から市長に、対象資料の中に差別文章の記述があるものが発見されたので排除して欲しいとの要請があり、これを受け、市民活力推進局人権課は、中央図書館館長に検討するよう依頼した。

中央図書館調査資料課（以下「資料課」という。）では、対象資料について検討したところ、既に、発行者ホームページには、「該当部分を削除する」との掲載がされており、また「1月中旬～下旬に公共図書館宛に同様の趣旨の文書を送

り、見返し等に貼付を依頼する予定」との確認を電話で交わした。

以上のことから、資料課は、対象資料には①人権またはプライバシーを侵害する箇所が認められる、②本市の推進している人権施策に反している、③何ら制限せずに提供することが人権侵害を助長すると考え、発行者による説明文を貼付した上で貸出・複写・閲覧を可とする「措置内容H」との対応案をまとめた。

しかし、中央図書館館長を含む10名の職員によって開かれた利用制限措置検討委員会（以下「検討委員会」という。）では、対象資料は「人権侵害」であるとした上で、1冊を図書館書庫に保管し（調査研究目的以外は閲覧不可＝措置C）、ほかの単行本は廃棄すると結論した。

廃棄については、一般資料調整会において、対象資料を所蔵する市内12館に廃棄手順を伝えている。各図書館において、実際にいつ廃棄したか、その日付については把握していない。

#### イ 手続きの不当さについて

今回の処分は、内規上から適切でない。内規第2条は「利用制限措置をとるに当たっては、図書館が収集し所蔵する資料は、市民の文化財として蓄積し、その原状を保存して後世に永く伝えるとともに、これを広く市民に公開し、その利用に供すべきものであることに留意しなければならない」としている。さらに、第5条第1項第1号で「利用制限措置の検討対象資料」を「その資料の著作者、発行者又はその資料の掲載事項に直接の利害関係を有する者からの文書による申出があった資料」と制限を加え、さらに第6条第5項では「第5条第1項第1号の申出において回収、廃棄又は部分削除、修正その他資料の現状に変更を加える措置の要請があったときは、第2条の規定に鑑み、原則としてその要請には応じないものとする」と、幾重にも図書館のもつ資料保全の自由を保障しているのである。

今回開かれた検討委員会は「発行者からの文書による申し出」に基づいて開催されたものとした上で、対象資料は「人権侵害」にあたり、「該当個所が読めないような措置を講ずる」と結論づけている。さらに第6条第5項により、「原状に変更は加えられない」ので1冊を保管し、他は廃棄するとした。

しかし、そもそも検討委員会が開催される運びとなった対象資料について、申し出をした発行者は「説明文の貼付」を要請しているのであり、原状変更など望

んでいない。また、さらに、「該当個所が読めないような措置を講ずる」ことがなぜ一足飛びに「廃棄」という結論になるのか。書庫に別置する措置がなぜとられないのか。そもそも内規が示す措置内容に「廃棄」などという項目はない。このように考えると、今回の検討委員会がくださった結論はあまりにも不当である。申し出による「廃棄」すら許されないのに、自ら「廃棄」するのが認められるはずがない。

横浜市中心図書館も加入する日本図書館協会は、綱領として「図書館の自由に関する宣言」をうたっており、そこでは利用制限について「これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである」としている。制限を「再検討」し解除することもあり得るということであり、廃棄などということがあっていいはずはない。また宣言には「図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない」とも書かれている。国民の「知る権利」の保障に責任を負う図書館という機関が、収集した資料を自ら廃棄処分する、そのことの問題性に気づかずして、どこに「図書館の自由」があろう。横浜市中心図書館は「図書館の自由に関する宣言」が掲げる理想から最もかけ離れた判断をしたのである。それは「焚書」と呼んでいい。

この、まるで「廃棄」することが目的であったかのように映る利用制限措置は、図書館に保存される資料はすべて市民の財産である、という感覚の欠如をも物語っている。当然のこと、市民財産の処分は、それがたとえどんなに少ない金額であろうと、いともたやすく行われていいものではない。今回の廃棄処分が、市民の財産を、自らの内規にも沿わない不当な判断の元で決定したことは言をまたない。

図書館という場所は、書物を広く市民に提供する場所である。図書館が、その命である言葉の詰まった書物を捨てるということは、自分自身の役割に対して死を宣言するようなものである。横浜の図書館が文化を掲げて、理想を掲げて高く誇れるようなまちになっていくためにも、図書館が今回のような問題を起こすことなく、「図書館の自由に関する宣言」にかかわるような精神を体現していただきたい。

### 第3 関係職員の陳述

#### 1 関係職員の陳述の聴取

平成22年12月17日に教育委員会事務局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

#### 2 関係職員の陳述の要旨

##### (1) 検討委員会の審議及び廃棄方針決定について

出版社からの通知を受け、対象資料が内規第5条第1項第1号に該当することから、利用制限の検討資料として、調査・審議を行うこととしました。

検討委員会の開催にあたり、事務局である資料課としては、出版社の申し出に沿って、発行者による告知文を貼付したうえで、閲覧・貸出・複写を可とする措置Hを提案しましたが、検討委員会では、内規第6条第2項に定める、人権を侵害する箇所が認められること、本市の推進している人権施策に反していること、何ら制限せずに提供することが、人権侵害を助長することにつながることから、該当箇所が読めないような措置を講ずる必要があるとしました。

また、内規第6条第5項に基づき、塗りつぶしや覆い、切り貼りといった「原状に変更を加える措置」の要請には応じない方針を確認し、調査研究目的に限って閲覧を可とする措置Cを審議結果としたものです。

以上のような審議をふまえ、委員長である中央図書館長が措置Cを決定しました。引き続き、中央図書館の責任職が協議し、先例に準じ、1冊を中央図書館の書庫に保管し、他の資料は「廃棄」という方針を決定しました。

##### (2) 廃棄の経緯について

検討委員会での審議にあたっては、内規第2条の基本方針に掲げる「市民の文化財として蓄積し」、「後世に永く伝える」という図書館資料の使命を重視し、内規第8条に基づき、中央図書館において1冊を保管し、市民の「知る権利」への配慮を行いました。

また、保管冊数については、当該資料の問題となった部分は、部落差別という問題の性質から、近い将来、制限を再検討し解除する可能性がないこと、また、制限をかけた状態で各図書館に残すほどの利用が見込めないこと、さらには問題となった箇所以外の部分については、新装版の提供により代替が可能なことから、保管冊数を1冊としたものです。

なお、出版社へは、保管分を除いた所蔵冊数分について、該当箇所を修正した文庫本新装版との交換を依頼しましたが、受け入れられませんでした。委員会終了後も、粘り強く交渉を重ねた結果、交換は実現しませんでした。1冊だけは寄贈を受けることができました。

当該図書は平成18年5月の発売から3年以上経過しており、利用が落ち着いていたことなどから、とりあえず出版社から寄贈を受けた1冊を受け入れ、利用に供することとし、推移を見守っているところですが、現在までのところ、追加購入する必要がない状況です。

### (3) 廃棄手続きについて

当該図書の廃棄手続きについては、通常の廃棄手順にのっとり、「横浜市立図書館資料除籍取扱要綱」（以下「要綱」という。）第2条第1項第4号に定める除籍資料として、「横浜市立図書館資料除籍取扱要領」（以下「要領」という。）5により除籍を決定し、廃棄しました。

## 第4 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書並びに提出された証拠及び請求人の陳述を検討し、対象資料を廃棄したことが、不当な財産の処分に当たるか否かを監査対象事項と決定しました。

なお、利用制限措置の内容については、利用制限措置行為自体は財務会計上の行為に該当しないため、監査対象事項とはしませんでした。

## 第5 監査委員の判断（事実認定を含む。）

以上を踏まえ、次のように判断しました。

### 1 前提事実

#### (1) 対象資料廃棄の経過

平成21年	
12月24日	・ 市民活力推進局人権課からの依頼文
平成22年	
1月4日	・ 株式会社朝日新聞出版からの通知、検討委員会審議
1月6日	・ 検討委員会審議、利用制限措置決定、責任職による協議
1月7日	・ 定例図書館長会
1月28日	・ 一般資料調整会
2月～4月	・ 各地域図書館長が除籍・廃棄決定
3月～4月	・ 調査資料課長が除籍・廃棄決裁

#### (2) 市民活力推進局人権課からの依頼文

平成21年12月24日市人第513号「差別表現の記述のある図書の取扱いについて（依頼）」では、中央図書館長は、対象資料の取扱いについて、本市の人権施策上問題があると思われることから検討するよう依頼されていたことが認められます。

### 2 対象資料を廃棄したことが、不当な財産の処分に当たるか否か

公立図書館の館長は、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負う一方、住民の知る権利を守る観点から、公権力及び図書の著作者・出版社、場合により特定の住民から独立にその権能を行使するものであることに鑑みると、図書館資料の収集・提供・除籍・廃棄等については、一定の裁量権を有し、その処分が不合理であって、裁量権の逸脱又は濫用があったことが認められるときに不当ないし違法と判断すべきものです。

ところで、本件図書資料の廃棄処分については、次の事実が認められます。

(1) 株式会社朝日新聞出版からの通知によると、対象資料の該当部分について記述を削除することを決定したこと、また、差別につながる不適切な表現があったことの告知文を対象資料に貼付するよう依頼されています。

(2) 平成22年1月4日の検討委員会の審議資料によれば、対象資料は、内規第6条第2項の「(1)人権又はプライバシーを侵害する箇所が認められる。(2)本市の推進している人権施策に反している。(3)何ら制限せずに提供することが、人権侵害を助

長することにつながる。」の各号に該当し「人権侵害（部落差別）」と判断される  
とされています。

(3) 平成22年1月4日の検討委員会の審議結果によれば、「(1)該当箇所が読めない  
ような措置を講ずる。(2)資料の原状に変更を加えられない（内規第6条第5号）  
ので、塗りつぶしや覆い、切り貼りはしない。1冊を中央図書館書庫で保管し、調  
査研究目的以外の閲覧不可とする。（他の単行本は廃棄）。文庫本新装版を入手  
（交換または購入により）し、それを利用に供する。(3)発行者に単行本の「削  
除」の内容と、文庫本新装版との交換の可否を確認する。」とされています。

(4) 平成22年1月6日の検討委員会の審議結果によれば、対象資料は「『人権侵害  
（部落差別）』に該当すると判断し、該当箇所が閲覧できないようにする。」とし  
たうえで、「(1)現在所蔵の単行本は、説明文を貼付し、中央図書館で1冊を書庫  
に別置保管し、貸出・複写・調査研究目的以外の閲覧禁止、利用者用端末不表示と  
する。（措置C） 他は廃棄する。(2)資料の該当個所以外の部分の閲覧希望に対応  
するため、文庫本新装版を1冊受け入れ、これを閲覧に供することとする。」とし  
ています。

(5) 発行者に確認したところ、単行本の回収や文庫本新装版との交換は行わないとの  
ことであったため、文庫本新装版1冊の寄贈を依頼し、その後、寄贈を受けていま  
す。

(6) 同日、検討委員会の審議結果を踏まえ、内規第7条により、中央図書館長が利用  
制限措置Cを決定し、中央図書館長以下責任職の協議により、調査研究目的の1冊  
を残して他は廃棄の方針を決定しています。

(7) 内規第8条により、利用制限措置がとられた資料は所蔵館長が書庫等に保管する  
こととなっていますが、検討委員会が必要と認めた場合は、中央図書館で保管する  
とされています。保管冊数については定めがなく、本件資料については①部落差別  
という問題の性質から、近い将来、制限を再検討し解除する可能性がないこと、②  
制限をかけた状態で各地域図書館に残すほどの利用が見込めないこと、③問題とな  
った箇所以外の部分については、文庫本新装版の提供により代替が可能なことから、  
中央図書館で1冊を書庫に別置保管することとしました。過去に内規により同様の  
利用制限措置がとられた事例についても1冊を保管しその他の資料を廃棄していま  
す。

- (8) 対象資料に関する検討委員会での審議結果に基づく措置等について、各地域図書館長（以下「地域館長」という。）に説明があり、廃棄方針を確認しています。
- (9) 地域図書館所蔵資料については、中央図書館長以下責任職の協議により決定した廃棄の方針に従い、地域館長が、要綱に定める除籍資料と判断し、要領に基づき除籍及び廃棄の決定をし、その後、廃棄しています。
- (10) 各地域図書館に対し、必要であればいつでも文庫本新装版を追加購入することができるよう、手順についても周知しています。

これらのことから総合的に勘案すると、中央図書館において保管されている1冊を除き、その他の地域図書館所蔵の資料を廃棄した地域館長の決定は不合理なものとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められません。

### 3 結論

以上のとおり、対象資料を廃棄したことが、不当な財産の処分に当たるとは認められませんでした。

よって請求人の主張には理由がないものと判断しました。

### 要 望

図書館資料の除籍及び廃棄の取扱いについて、横浜市物品規則、横浜市立図書館資料管理規則、要綱及び要領に定めがあるものの、その関係や運用が明確になっていないことが認められますので、市民に誤解されることがないように規定を整備する等、早急に適切な対処をされるよう要望します。

## 参 考（住民監査請求書）

### 請求の要旨

#### 1 横浜市中心図書館による市立図書館所蔵の蔵書廃棄処分

昨年 12 月 16 日、市民団体から市長に、市立図書館所蔵の図書の中に差別文章の記述があるものが発見されたので排除してほしい、との要請があった。これを受け、市民活力推進局人事課は、同月 24 日、中央図書館館長に、検討するよう依頼した。

本年 1 月 4 日、中央図書館調査資料課で、対象資料「老いの超え方」（吉本隆明／著 朝日新聞社／刊 2006 年 5 月）についての検討がされた。既に、発行者 HP には、12 月 21 日の段階で、「該当部分を削除する」との掲載がされ、また「1 月中旬～下旬に公共図書館宛に同様の趣旨の文書を送り、見返し等に貼付を依頼する予定」との確認を、資料課は直接電話で交わしている。

以上のことから、資料課は、該当資料には（1）人権またはプライバシーを侵害する箇所が認められる（2）本市の推進している人権施策に反している（3）何ら制限せずに提供することが人権侵害を助長する、と考え、発行者による説明文を貼付した上で貸出・複写・閲覧を可とする「措置内容 H」（横浜市立図書館資料利用制限等に関する内規）との対応案をまとめた。

しかしその対応案は採用されなかった。同日午後と 1 月 6 日に、中央図書館館長を含む 10 名の職員によって開かれた利用制限措置検討委員会では、対象資料は「人権侵害」であるとした上で、1 冊を図書館書庫に保管し（調査研究目的以外は閲覧不可＝措置 C）、ほかの単行本は廃棄する、と結論したのである。

廃棄については、一般資料調整会（1 月 28 日）において、対象資料を所蔵する市内 12 館に廃棄手順を伝えている。各図書館において、実際にいつ廃棄したか、その日付については把握していない。

#### 2 手続きの不当さについて

今回の処分は、「横浜市立図書館資料利用制限等に関する内規」上から適切でないと指摘したい。内規第 2 条は「利用制限措置をとるに当たっては、図書館が収集し所蔵する資料は、市民の文化財として蓄積し、その現状を保存して後世に永く伝えるとともに、これを広く市民に公開し、その利用に供すべきものであることに留意しなければならない」としている。さらに、5 条第 1 項 1 号で「利用制限措置の検討対象資料」を「その資料の著作者、発行者又はその資料の掲載事項に直接の利害関係を有する者からの文書

による申出があった資料」と制限を加え、さらに第6条第5項では「第5条第1項1号の申出において回収、廃棄又は部分削除、修正その他資料の現状に変更を加える措置の要請があったときは、第2条の規定に鑑み、原則としてその要請には応じないものとする」と、幾重にも図書館のもつ資料保全の自由を保障しているのである。

今回開かれた利用制限措置検討委員会は「発行者からの文書による申し出」に基づいて開催されたもの（利用制限措置検討委員会記録）とした上で、対象資料は「人権侵害」にあたり、「該当個所が読めないような措置を講ずる」（同記録）と結論づけている。さらに第6条第5項により、「現状に変更は加えられない」ので1冊を保管し、他は廃棄するとした。

しかし、そもそも検討委員会が開催される運びとなった対象資料について、申し出をした発行者は「説明文の貼付」を要請しているのであり、現状変更など望んでいないのである。また、さらに、「該当個所が読めないような措置を講ずる」ことがなぜ一足飛びに「廃棄」という結論になるのか。書庫に別置する措置がなぜとられないのか。そもそも内規が示す措置内容に「廃棄」などという項目はないのではないか。このように考えると、今回の利用制限措置検討委員会がくだした結論はあまりにも不当である。申し出による「廃棄」すら許されないのに、自ら「廃棄」するのが認められるはずがないではないか。

横浜市中心図書館も加入する日本図書館協会は、綱領として「図書館の自由に関する宣言」を謳っている。そこでは利用制限について「これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである」としている。制限を「再検討」し解除することもあり得るとのことだ。とすれば、廃棄などということがあっていいはずはない。また宣言には「図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない」とも書かれている。国民の「知る権利」の保障に責任を負う図書館という機関が、収集した資料を自ら廃棄処分する、そのことの問題性に気づかずして、どこに「図書館の自由」があろう。横浜市中心図書館は「図書館の自由に関する宣言」が掲げる理想から最もかけ離れた判断をしたのである。それは「焚書」と呼んでいい。

この、まるで「廃棄」することが目的であったかのように映る利用制限措置は、図書館に保存される資料はすべて市民の財産である、という感覚の欠如をも物語っている。

当然のこと、市民財産の処分は、それがたとえどんなに少ない金額であろうと、いともたやすく行われていいものではないのである。今回の廃棄処分が、市民の財産を、自らの内規にも沿わない不当な判断の元で決定したことは言を俟たないとする。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、当該処分が妥当であったか調査をした上で、当該機関に対し、横浜市の被った損害を填補するために必要な措置を請求します。

(添付資料)

- ・ 横浜国際人権センターからの通知文
- ・ 図書資料（抜粋）
- ・ 横浜市市民活力推進局人権課からの依頼文
- ・ 利用制限措置検討委員会審議資料
- ・ 株式会社朝日新聞出版からの通知文及びお知らせが掲載されたホームページ
- ・ 利用制限措置検討委員会記録
- ・ 横浜市立図書館資料利用制限措置等に関する内規
- ・ 『老いの超え方』について（1.28一般資料調整会資料）

(平成22年12月17日追加提出分)

- ・ 資料①（神奈川新聞掲載記事・投書欄抜粋）
- ・ 資料②（創／2010・3掲載記事抜粋）
- ・ 資料③（図書館の自由に関する宣言）
- ・ 資料④（横浜市立図書館資料除籍取扱要綱）
- ・ 資料⑤（差別的表現と批判された蔵書の提供について）